

監査結果公表第19-27号

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成20年3月27日

八尾市監査委員	富永峰男
同	浜田澄子
同	内藤耕一
八尾市監査委員職務執行者	北山諒一

記

1 定期監査
保健福祉部

2 監査の結果
別紙のとおり

3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 小林貢様

八尾市監査委員 富永峰男
同 浜田澄子
同 内藤耕一
八尾市監査委員職務執行者 北山諒一

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成19年9月3日から平成20年3月12日まで

2 監査の対象部局

保健福祉部（福祉政策課、生活福祉課、高齢福祉課、高齢介護基盤推進プロジェクトチーム、介護保険課、障害福祉課、健康管理課、福祉医療課、子育て支援課、保育施設課）

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等
監査の範囲 平成18年度の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、今回の監査については、平成19年12月21日まで西浦昭夫氏が、同年12月22日からは富永峰男委員が執行したことを申し添える。

【福祉政策課】

1 貸付金にかかる事務について

(1) 生活援護資金の貸付事務について

生活援護資金については、平成 18 年度末における貸付残高が 1 億 5,101 万 9,411 円、償還率は 81.64%となっている。償還率は年々良化しているものの貸付残高のうち滞納分については増加していることから、滞納者への効果的かつ継続的な滞納対策を強化し、回収が困難となる長期滞納に至らないよう適正な債権の管理と回収に努められたい。

生活援護資金貸付等の各年度の状況

(単位：件・円)

年度	年度内新規貸付		年度内返済額		不納欠損額累計		年度末貸付残高 (カッコ内 滞納分)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
14	698	49,343,000	649	43,407,805	150	3,722,000	2,509(1,869)	144,288,875 (111,055,175)
15	666	48,035,000	569	41,422,875	226	6,309,000	2,530(1,893)	148,314,000 (116,646,500)
16	642	43,745,000	563	40,939,800	288	9,091,480	2,547(1,950)	148,336,720 (119,825,720)
17	589	40,945,000	554	38,066,432	314	10,324,448	2,556(2,038)	149,982,320 (124,649,320)
18	554	38,280,000	472	35,998,409	340	11,568,948	2,612(2,091)	151,019,411 (126,340,411)

不納欠損については、平成 14 年度が初年度。

(2) 同和更生資金の償還事務について

同和更生資金については、平成 6 年度以降貸付が停止され、現在貸付金の償還事務のみを行っており、平成 18 年度末の貸付残高は 7,744 万 9,675 円となっている。

この資金は貸付停止から長期間経過しており、債務者の死亡等により回収不能となった債権は相当な額にのぼると想定される。当該貸付制度は大阪府との共同事業であり、回収不能となった債権の今後の取扱いについては、関係各市と連携し府に対し積極的に協議を求め対応を図るとともに、回収可能な債権については、引き続き回収に向けた取り組みに努められたい。

同和更生資金の各年度の状況

(単位：件・円)

年度	完納件数	返済金額	年度末貸付残件数	年度末貸付残額
14	6	494,210	612	79,590,675
15	5	470,500	607	79,120,175
16	4	626,000	603	78,494,175
17	3	593,500	600	77,900,675
18	4	451,000	596	77,449,675

2 補助金にかかる事務について

(1) 八尾市地域福祉住民活動育成事業補助金

当該補助金は、八尾市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じ、市内地区福祉委員会の活動に対し補助されるものであるが、一部の地区福祉委員会において交付請求時の事業に別事業の経費を追加し、過払いなしとして精算されているものが見受けられたので、事業を追加した場合は、当該補助金交付要綱の規定に基づき、社協より事業変更計画書等の提出を求め、補助事業変更の事務手続きや精算処理について周知、指導されたい。

(2) 八尾市ボランティア活動振興事業補助金

社協に対し交付されている当該補助金のうち、ボランティア講座の実績報告において事業の実施時期に誤りがあり、かつ、実施月のみの記載であったので、日付を含めて正確に記載するよう指導されたい。また、ボランティア登録グループ（18 年度は 21 団体）への補助金について、市への各提出書類においては対象団体数の記載のみであったので、今後は対象団体名等の報告も併せて受けるよう努められたい。

3 指定管理にかかる事務について

(1) 八尾市共同浴場の管理運営について

基本協定書に基づき指定管理委託料（業務処理費）として錦・新生両共同浴場の管理運営業務の収支差額分について市から支出されているが、管理運営業務の収支に損失が生じる場合には、当該協定書の規定に基づき、経営手法の改善や入浴料の改定も含んだ様々な方策を指定管理者と協議のうえ講じ、健全な運営が図られるよう努められたい。

(2) 基本協定書等の保存年限について

八尾市立社会福祉会館、八尾市共同浴場、八尾市立養護老人ホーム及び八尾市在宅福祉サービスネットワークセンターにおける各々の指定管理者との管理運営に関する基本協定及び年度協定の締結にかかる伺書の廃棄年月が誤っていたので、適正な事務処理に改められたい。

4 包括外部監査の意見について

平成 15 年度の包括外部監査における意見のうち、補助金（福祉団体助成金）に関する情報開示及び八尾市遺族会の事務局業務について、現在まで数度にわたり検討経過が報告されているが、当該団体とも協議の上、早期改善に向けて努力されたい。

【生活福祉課】

1 生活保護費支給事務について

毎月の保護費支給事務において、定期締切日以後に発生した被保護者の状況変化等に対応するために作成される保護措置連絡票について、一部鉛筆書きのものや訂正印漏れ等が散見されたので適正な事務処理に努められたい。

また、当該連絡票の様式について、作成日の欄を設けるよう改められたい。

2 生活保護費にかかる返還金等について

生活保護法第 63 条による返還金及び同法第 78 条による徴収金については、前回の監査結果を受け「滞納処理事務取扱要領」を定め事務手続の改善が図られているが、収入未済額の減少には至っていない状況であるので、今後とも発生の抑制及び発生した場合の返還が滞納とならないよう努められたい。

【高齢福祉課】

1 契約事務について

随意契約において、随意契約理由が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

2 徴収事務について

老人福祉施設利用者負担金などの徴収において、収入未済のものが見受けられたので、対象者の納付状況の一層の管理を図られるとともに、適正な事務処理に努められたい。

3 包括外部監査の意見について

平成 15 年度の包括外部監査において、高齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱の不備及び当該補助金額の見直しについて意見が出され、現在まで数度にわたり検討経過が報告されているが、当該団体とも協議の上、早期改善に向けて努力されたい。

【桂老人福祉センター】

契約事務について

随意契約において、適用条項を誤っているものが見受けられたので改められたい。

【安中老人福祉センター】

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

【高齢介護基盤推進プロジェクトチーム】

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

【介護保険課】

1 文書事務について

- (1) 平成 13 年 12 月 31 日をもって廃止すべき短期入所サービス振替利用制度取扱要領が、平成 18 年度において要領の廃止に関する起案、決裁されていた。導入期からの度重なる制度変遷を踏まえ、現行制度との整合性に努められたい。
- (2) 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書の市決定欄に一部鉛筆書きのものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

2 契約事務について

- (1) 随意契約による業務委託契約において、適用条項の記載はあるが理由が明記されていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (2) システム保守等の業務委託契約において、契約書と仕様書の内容が不統一なもの等が見受けられたので、現状の業務実態や実効性等を把握、精査し、契約金額も含めて見直しに努められたい。

3 収入事務について

収納された証明手数料の金融機関への納入について、八尾市財務規則では即日または翌日に納入することとされているが、遅れて納入されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

4 介護保険料事務について

(1) 介護保険料減免事務について

収入が著しく減少した者に対する介護保険料の減免適用について、翌年度に当該年度の所得を確認されていないものが見受けられたので、所得確認の徹底等適正な事務処理に努められたい。

(2) 介護保険料滞納対策について

平成 18 年 10 月に実施された一斉納付勧奨において、本人や家族と接触があったもののうち、後日連絡や来庁の旨が調査カードに記載されているものについては、大半が催告書送付にとどまっていた。一斉納付勧奨が一過性のものとならないよう、引き続き制度の理解を求め、保険料収納に努められたい。

【障害福祉課】

1 補助金にかかる事務について

(1) 八尾市グループホーム運営支援事業補助金

当該補助金において、上半期分の実績報告書で対象経費（家賃分）に前払家賃を含めた7ヵ月分にて報告されているもの、また、下半期の交付申請時及び実績報告時の添付書類のうち賃貸借契約書の記載事項漏れにより実支払額と一致していないものなどが見受けられた。それぞれ補助金額に影響はなかったものの、添付書類との整合性を確認のうえ適正に処理されるよう改められたい。

(2) 八尾市小規模通所授産施設機能強化支援事業補助金及び八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金

当該補助金において、交付申請時等に添付すべきとされている書類の一部で添付されていないものが見受けられたので、必要書類を徴するよう改められたい。

(3) 八尾市小規模通所授産施設運営事業補助金

当該補助金について、八尾市の交付要綱では4月、10月の平均利用者数により算定することとされており、上半期・下半期で異なる補助区分での認定となることもあるが、実務は大阪府の補助要綱に沿った取り扱いとし、平成18年度上半期の補助区分がそれ以降継続して適用されているので、市の交付要綱の見直しも含め検討されたい。

2 障害児童福祉手当等の支給認定事務について

特別障害者福祉手当等の認定請求書において、添付書類により確認はできるが必要事項の記入漏れが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

3 日常生活用具、補装具給付事務について

(1) 給付申請書に申請者印のないものや給付決定通知書(控)、給付券(控)等の金額訂正箇所(訂正印のないもの、所得または課税額について、他の申請書等により確認を行っているがその確認資料が明記されていないもの等)が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

(2) 日常生活用具、補装具の見積書に見積年月日の記入のないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

4 契約事務について

随意契約において、随意契約理由が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

5 徴収事務について

身体障害者・知的障害者福祉施設利用者負担金収入及びホームヘルプサービス利用者負担金収入については、支援費制度が導入される前の利用者負担金であり、現在は滞納繰越分だけが収入未済額として計上されている。平成18年度においては知的障害者福祉施設利用者負担金で収入されたものはあるものの大部分は不納欠損処分とされており、負担の公平性の観点からもより効果的な徴収事務が図れるよう改善されたい。

6 会計事務について

(1) 委託料の支払において、支出負担行為書に支払内容や内訳のわかる資料添付のないものが見受けられたので、算出根拠の記入等に努められたい。

(2) 八尾市障害者地域福祉推進事業委託料に係る精算において、実績報告書に添付している収支決算書の支出合計額と支出内訳の金額計が一致していないものが見受けられたので、実績報告書の内容について十分確認されたい。

7 包括外部監査の意見について

平成 15 年度の包括外部監査の意見に対し、簡易心身障害者通所授産所運営費補助金及び同整備費補助金においては改善の方針はあるものの未だ措置が講じられていないものが見受けられるので、早期改善に向けて努力されたい。

【いちょう学園】

1 収入事務について

- (1) 児童療育施設利用者負担金・児童療育施設給食費保護者負担金収入の徴収にあたり使用されている「いちょう学園 通園利用料 請求書兼領収書」において、正しい単価を用いて請求されているものの、異なる所得階層区分の単価で印字された様式を訂正せず使用されているものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (2) 上記負担金収入については、調定による納入（月 2 回程度）を行うまでの間金庫にて保管されているが、1 ヶ月を超えている事例も見受けられたので、徴収後は八尾市財務規則に基づき即日またはその翌日に金融機関へ納入するとともに金銭出納簿を整備し、安全管理に努められたい。

2 契約事務について

単価契約における随意契約で、随意契約理由の適用条項が適当でないものが見受けられたので、関係法令に基づき適正に処理されたい。

【健康管理課】

1 予防接種にかかる事業について

- (1) 高齢者インフルエンザ予防接種予診票において、接種の基本となる接種希望の有無や被接種者の自署欄が記入されていないもの、また、予診票に医師の署名、使用ワクチン名、接種量等が記入されていないものが見受けられたので、記載項目に漏れがないか十分確認されたい。
- (2) 高齢者インフルエンザ予防接種にかかる一部負担金の免除の申請書において、該当・非該当の判定をするため、申請書下欄に健康管理課チェック欄を設けているが、鉛筆書きのもの、確認書類のチェックのないもの、担当名の記載のないもの、訂正印のないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

2 健康診査事業について

- (1) 検診時に受診者から受取った負担金について、納入を行うまでの間金庫にて保管されているが、1 ヶ月を超えている事例も見受けられたので、徴収後は八尾市財務規則に基づき即日またはその翌日に金融機関へ納入するとともに金銭出納簿を整備し、安全管理に努められたい。
- (2) 平成 18 年度の八尾市の検診受診率は、大阪府下平均と比較すると概して低く、特に胃がん及び乳がんはその傾向が顕著であるので、向上に努められたい。

3 母子健康診査事業について

乳幼児健診において各医療機関から提出される診査委託料請求書について一部未整理のもの、支払手続が遅延している事例が見受けられたので適正に処理されたい。

4 休日急病診療所事業について

- (1) 医薬品の管理を委託しているが、棚卸結果の在庫調査表が保管されておらず現在高が確認できなかったため適正な管理に改善されたい。

- (2) 患者から受領した医療費の金融機関への納付について、過誤納が見られたので、今後十分注意されたい。
- (3) 前渡資金の精算を遅延しているものが見受けられたので、八尾市財務規則に基づき適正に処理されたい。

5 訪問看護事業について

訪問看護療養費の保険者に対する請求において、過少請求等が見られたので適正な事務処理を行われたい。

6 契約事務について

- (1) 住民健診等にかかる業務委託契約について、長期にわたり随意契約で行われているものが見受けられたので、入札による契約方法を検討されたい。
- (2) 業務委託契約伺書において、随意契約の根拠条項が未記載のもの等が見受けられたので適正な事務処理に改められたい。

【福祉医療課】

1 契約事務について

- (1) 業務委託契約において、随意契約の適用条項や理由の記載漏れ等が見受けられたので適正な事務処理に改められたい。
- (2) 郵送物の封入封緘業務委託契約は、単価を基準とする少額随意契約を締結しているが、予算総額を考慮され契約方法等を検討されたい。

2 医療費支給事務について

- (1) 老人保健法による医療事務について、平成 18 年 2 月 8 日に大阪府国民健康保健課福祉医療グループによる指導監査を受け、重複受診者に対する対応策の検討・実施及びレセプト点検の 2 項目について指摘されており、関係課との検討を進め、改善を図られるよう努力されたい。
- (2) 老人保健法に基づく鍼灸マッサージにかかる医療費の請求で、日付等の訂正印のないもの、医師の同意を得るまでに施術を受け申請されている事例等が見受けられたので、適正な申請となるよう指導されたい。
- (3) 老人保健法に基づく装具購入にかかる医療費支給申請書において申請日等の記入もれ、受付印のないもの、修正テープ等による金額の訂正などが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (4) 老人・ひとり親家庭・身体障害者及び知的障害者・乳幼児医療費の助成事務において、各申請書の申請日等の記入漏れや受付印漏れ、修正テープによる訂正等が見受けられたので適正な事務処理に改められたい。
- (5) 公害健康被害者にかかる療養手当の請求書において、被認定者の死亡により未支給と鉛筆で記入され訂正されていないもの、療養手当支給明細書の支給金額と異なった金額が記入され訂正されていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

3 会計事務について

支出誤りとなった支出負担行為書に支出更正決定書が添付されていないもの、支出負担行為兼支出命令書の件名や細目が訂正されているが訂正票のないもの等が見受けられたので適正な事務処理に改められたい。

【子育て支援課】

1 児童福祉施設利用者負担金等にかかる事務について

(1) 保育所利用者負担金（保育料）の徴収事務について

平成 18 年度における保育料の収入状況は、現年度分の収納率が 97.4%、滞納繰越分が 17.1% で、収入未済額は 67,437,600 円に及んでいる。

平成 15 年度から保育料徴収嘱託員を配置し、夜間・休日の訪問徴収を行うなど、収納率の向上に努め、一定の効果は認められるものの、入所児童数の増加に伴い保育料自体が増加する中で収入未済額も増加傾向にある。今後は、負担能力がありながら納付していない世帯に対しては滞納処分等強制徴収の手法を講じるなど、負担の公平性を確保するため、徴収業務の一層の強化に努められたい。

(2) 助産施設利用者にかかる事務について

助産施設の入所決定通知書等の通知日が入所に係る決裁日より前となっているもの、入所申請書兼台帳において徴収金額等を修正液にて訂正されているものが散見されたので、適正な事務処理に改められたい。

なお、当該利用者負担金の現年度分の収納率は平成 17 年度、18 年度と 100% で推移しているが、今後についても滞納防止と滞納繰越分の徴収に努められたい。

2 八尾市私立保育所運営費補助金の交付事務について

(1) 当該補助金は、保育士配置基準改善費加算他 13 項目の補助種別があり、補助金額はいずれも補助対象経費の実支出額と市が定める補助基準額との少ない方の額とされている。補助金を確定する際、実績報告書を徴し、その内容について審査されているが、当該報告書に記載されている実支出額について、定期的に立入検査を行うなど検証方法について検討されたい。

(2) 当該補助金の中の職員研修費加算について、補助対象経費は職務に関わる研修の参加負担金及び旅費、日当とされているが、日当の支出について基準がないため、補助対象とするかも含めて見直しを検討されたい。

(3) 当該補助金の中の延長保育促進事業費について、補助対象経費を事業実施に必要な人件費とし、補助基本額は補助対象経費の実支出額と市が定める補助基準額のいずれか少ない方の額とされている。実支出額の算定に当たっては、人件費総額の開所時間に占める延長時間の割合で算出されているが、より実態に即した算出方法について検討されたい。

(4) 当該補助金の実績報告書において、誤記入や記載漏れ等が見受けられたので、報告書の内容について十分確認するよう努められたい。

3 児童扶養手当にかかる事務について

婚姻や公的年金受給等に伴って発生した児童扶養手当過誤払返還金については、収納率が著しく低い状況にあるので収納対策を強化されたい。また、資格喪失事実発生日から過誤払期間が長期に及んだことにより多額の債務が発生しているものも見受けられることから、随時の調査や現況届提出時のチェックの強化等を行い、早期の把握による返還金発生額の抑制に努めるとともに、資格喪失の要件について受給者への説明を徹底されたい。なお、当該手当の支給事務は平成 14 年 8 月に市に移譲されたものであり、不納欠損処理を行うにあたっては厳正な取扱いをされたい。

【保育施設課】

1 契約事務について

(1) 契約事務において、随意契約や契約保証金の免除に関する法令等の適用条項が誤っているもの、随意契約理由や契約日等が記載されていないものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

(2) 市立保育所の機械警備業務の委託契約において、平成 11 年度に指名競争入札をして以来同一業者と随意契約しているものが見受けられたので、入札による契約方法を検討されたい。

2 市立保育所における遊び教室について

(1) 市立保育所で実施している親と子を対象とした遊び教室について、保護者から利用者負担金として 1 教室あたり 200 円を徴収しているが、負担金徴収については、八尾市立保育所地域子育て支援センター事業実施要領において、事業に関わる教材費等の実費負担を求めることができる旨規定されているものの、現行の負担金額にした根拠については明確でないので明らかにされるとともに、事業効果と負担額の妥当性についても検証されたい。

(2) 参加費として利用者負担金を納付した保護者に対して交付する納入通知書などにおいて、印字されている年度及び日付に一部誤りが見られたので、適正な事務処理に改められたい。

3 市立保育所における保護者負担金等にかかる事務について

(1) 給食費保護者負担金に関する規程等が作成されておらず、負担金徴収に際しての取り扱いなどについて明確にされていないので、保護者に対する説明責任や徴収事務の適正化を図るうえでも規程等を整備されたい。

(2) 給食費保護者負担金及び延長保育利用者負担金の調定事務において、調定が遅れているものや数ヵ月まとめて調定しているものなどが見受けられたので、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改められたい。

(3) 給食費保護者負担金の収入事務において、徴収不能となった負担金を年度終了後の出納整理期間に減額調定により処理しているものが見受けられた。受益と負担の公平性の観点からも適切ではないので、負担金の取り扱いについて検討のうえ適正な事務処理に改められたい。

(4) 延長保育利用者負担金について、各保育所から納入状況報告書等に基づき毎月報告することになっているが、期日を過ぎて報告されているものや数ヵ月分をまとめて報告されているもの、報告書類に不備があるものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

【各課共通事務】

1 文書事務について

(1) 公文書の収受において、受付処理を行っていないもの、文書処理簿において受発先、受発日、受発信番号、処理経過欄、受付担当者名などが記入されていないもの、受発者印のないもの、収受番号と異なった番号で発信しているものなどが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。

(2) 伺書において、決裁や合議が漏れているもの、決裁日、施行日などの記入のないもの、文書公開の取扱区分や年表記が誤っているもの、添付書類が正しく綴られていないもの、鉛筆書きのものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

(3) 平成 17 年度の補助金の実績報告や交付額確定・精算等にかかる伺書において、平成 18 年度で処理・保管されているなど処理年度が誤っているものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。

2 備品の管理について

備品台帳より抽出し現品と照合したところ、一部において備品番号シールの貼付のないものや旧の所管名称のまま備品台帳が整備されていないもの、過去備品として扱っていた 1 万円未満のものについて台帳が未処理のもの、廃棄された備品について台帳等が未処理のものなどが見受けられたので、備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理に努められたい。

3 保健福祉部所管各種長期計画について

(1) 第3期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

平成18年度から平成20年度までの3年間の計画期間として策定された「第3期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」のうち介護予防上の支援が必要と認められる特定高齢者に対して、平成18年度から新たに設けられた通所型及び訪問型介護予防事業で実績値が計画値を大きく下回る状況となっている。この事業は保健・医療・福祉等関係部門が連携し実態把握を行ったうえで介護予防プランを作成し地域支援事業として実施するものであり、計画値については国の介護予防事業に関する報告書を基準として設定しているものである。

次に、居宅サービスにおける介護サービスは計画値を上回る事業が見受けられ、一方、新たに平成18年度から導入された介護予防サービスは計画値を大きく下回る事業が見受けられた。この要因は認定有効期間の関係で更新時期をむかえていない従来の要支援認定者（経過的要介護）は介護サービスを受けることとなったことなどによると考えられる。また、地域密着型サービスのうち平成18年度に創設されたサービスについて、サービス基盤が未整備であることから実施に至っていないものが見受けられた。

事業計画に対する事業実績の検証や今後の事業実施等に当たっては、市民及び関係機関等で構成される八尾市介護保険運営協議会からの意見を十分尊重し、計画達成に向けて事業の推進に努められたい。

平成18年度から平成20年度 事業計画値及び実績値（達成率）

事業名	単位	平成18年度			平成19年度	平成20年度	
		計画値	実績値	達成率(%)	計画値	計画値	
通所型介護予防事業	人/年	400	6	1.5	400	400	
訪問型介護予防事業	人/年	170	3	1.7	190	205	
シルバーリーダー養成講座事業	人/年	90	62	68.9	90	90	
地域包括支援センター運営事業	カ所	1	1	100.0	—	—	
家族介護予防教室	人/年	1200	824	68.7	1200	1200	
徘徊高齢者家族支援サービス事業	人/年	30	21	70.0	35	40	
家族介護用品支給事業	人/年	117	155	132.5	133	140	
家族介護慰労金支給事業	人/年	3	1	33.3	3	3	
高齢者住宅等安心確保事業	戸/年	20	18	90.0	20	20	
配食安否確認事業	人/年	800	654	81.8	880	970	
居宅サービス	訪問介護	回/月	45,971	59,740	130.0	45,676	46,252
	介護予防訪問介護	人/月	1,664	454	27.3	1,826	1,927
	訪問入浴介護	回/月	381	366	96.1	395	402
	介護予防訪問入浴介護	回/月	4	0	0	5	5
	訪問看護	回/月	2,008	2,325	115.8	2,060	2,115
	介護予防訪問看護	回/月	303	28	9.2	336	356
	訪問リハビリテーション	回/月	651	1,079	165.7	658	672
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	142	21	14.8	157	166
	居宅療養管理指導	回/月	658	784	119.1	668	684
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	161	21	13.0	179	190
	通所介護	回/月	9,789	14,069	143.7	9,568	9,736
	介護予防通所介護	人/月	522	143	27.4	563	589
	通所リハビリテーション	回/月	5,294	7,057	133.3	5,245	5,327
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	285	71	24.9	313	329
	短期入所生活介護	日/月	2,618	3,331	127.2	2,665	2,743
	介護予防短期入所生活介護	日/月	155	15	9.7	175	187
	短期入所療養介護	日/月	689	705	102.3	704	726
介護予防短期入所療養介護	日/月	47	3	6.4	53	57	
福祉用具貸与	千円/月	27,491	32,086	116.7	27,863	28,535	

	介護予防福祉用具貸与	千円/月	8,930	610	6.8	9,879	10,453
	特定福祉用具販売	千円/月	2,034	2,643	129.9	1,985	1,992
	特定介護予防福祉用具販売	千円/月	831	248	29.8	884	908
	住宅改修	千円/月	5,138	6,642	129.9	5,100	5,372
	介護予防住宅改修	千円/月	4,295	1,157	26.9	4,596	4,964
	特定施設入居者生活介護	人/月	250	222	88.8	299	340
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	9	11	122.2	10	11
	居宅介護支援	人/月	3,569	4,940	138.4	3,628	3,722
	介護予防支援	人/月	2,435	635	26.1	2,678	2,828
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	人/月	51	0	0	106	136
	認知症対応型通所介護	回/月	145	363	250.3	280	352
	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	58	0	0	128	169
	小規模多機能型居宅介護	人/月	20	1	5.0	39	52
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	2	0	0	5	7
	認知症対応型共同生活介護	人/月	198	225	113.6	227	255
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	2	0	0	3	4
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	3	—	0	52
施設サービス	介護老人福祉施設	人/月	846	823	97.3	851	856
	介護老人保健施設	人/月	450	413	91.8	460	471
	介護療養型医療施設	人/月	240	198	82.5	240	240

(2) 八尾市障害福祉計画

この計画は平成18年度から20年度までを第1期、21年度から23年度までを第2期とし、国の示す基本的な指針に基づき、「障害者等の自己決定と自己選択」、「実施主体の統一と三障害の一元化」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」を基本理念として策定された。

平成18年度の実績値は計画値が制度改正直後の目標設定であったため、新たに創設された「サービス利用計画作成」では、既に利用者本人や家族が選定したサービスを利用しており、新たに作成を依頼する必要がないことなどから利用者がほとんどなく、「その他実施する事業」のうち「日中一時支援事業」でも計画値を大きく下回った。また、「日常生活用具給付事業」においては、給付内容の変更等の制度改正（平成18年10月実施）を前に駆け込み申請があったことなどにより給付申請件数が見込みより伸びなかったものの、その他の事業については概ね80%以上の達成率となった。

この計画は、「八尾市障害者基本計画」の実施計画的な役割を担うものとして位置付けられるものであり、障害者等、関係機関、各種団体等で構成される八尾市障害者施策推進協議会において行われる第1期の達成状況の確認や評価を十分尊重し、平成20年度に策定される第2期計画の充実を図るとともに、基本理念の実践と平成23年度目標値への到達に向けて努力されたい。

八尾市障害福祉計画の状況

事業名	単位	平成18年度			平成19年度	平成20年度	
		計画値	実績値	達成率(%)	計画値	計画値	
訪問系サービス	居宅介護、訪問介護他	時間/月	6,001	5,413	90.2	6,164	7,810
短期入所	ショートステイ	日数/月	790	668	84.6	864	930
日中活動系サービス	生活介護、自立(機能)訓練、旧法施設支援他	日数/月	16,373	16,251	99.3	17,872	19,136
	療養介護	人	703	709	100.9	763	816
	児童デイサービス	人	2	2	100.0	7	8
居住系サービス	共同生活援助他	人	275	311	113.1	364	378
サービス利用計画作成		人	341	379	111.1	323	366
相談支援事業	相談事業所の設置他	箇所	110	2	1.8	140	170
コミュニケーション支援事業	手話通訳・要約筆記	人日分	3	3	100.0	6	7
日常生活用具給付事業		件	358	486	135.8	770	825
移動支援	ガイドヘルパー	箇所	2,456	1,560	63.5	5,884	7,059
		人	103	85	82.5	117	131
		時間	3,301	2,760	83.6	7,305	7,988
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターI型の設置他	箇所	89,750	71,783	80.0	200,680	222,230
		人	4	4	100.0	5	6
その他実施する事業	訪問入浴サービス	箇所	83	101	121.7	95	107
		人	2	2	100.0	2	4
	更正訓練費支給事業他	人	180	319	177.2	360	720
	日中一時支援事業	箇所	165	192	116.0	364	398
		人回分	8	8	100.0	8	8
		人回分	8,000	1,827	22.8	16,000	16,000

※相談支援事業からその他実施する事業までの地域生活支援事業においては、平成18年度計画値及び実績値は、10月から3月までの6ヵ月分。

平成19年度計画値は、4月から3月までの1年間の見込み量。

※単位の人日分、人回分は、1ヵ月の利用人数を推計し利用日数または回数を見込んだもの

※「旧法施設」とは、平成23年度までにおいて、自立支援法の下での施設体系を選ばず、支援費制度における施設体系でサービス提供を行う施設を言う。

(3) 健康日本21八尾計画

この計画は市民一人ひとりが日頃から生活習慣に留意し、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援するため、国、大阪府の計画を受け、平成15年度に8ヵ年計画で策定されたもので、「健康寿命の延伸」「QOL(生活の質)の向上」を目標とし、「みんなでもに支えあう、市民が主役の健康づくり」を基本理念としている。また、取り組み内容としては各種講座、教室等の実施、ポスター、チラシ等を利用した啓発活動、各種健康診査での個別相談やがん検診の一部休日開催等を挙げている。

平成18年度はこの計画の中間年度にあたり設置された評価委員会により、八尾市の現状把握をし、各分野の取り組みや達成指標の中間評価が行われたところである。

中間年度が経過し、各分野における行政、地域、学校、関係機関等での取り組みの実績や、目標指標の達成状況から実施された評価委員会による評価や意見を踏まえて、目標年度(平成22年度)に向けた後期計画の取り組みが現在なされているところであるが、市民を取り巻く環境は年々変化する中で、市民一人ひとりが健康を意識し、健康づくりが実践できるよう支援するとと

もに、目標の達成に努められたい。

(4) 八尾市次世代育成支援行動計画

平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体及び企業に、10 年間の集中的・計画的な少子化対策への取組みを進めるための行動計画を策定することが義務付けられ、本市においては、同法に規定する行動計画の前期計画として、平成 17 年度を初年度とし、平成 21 年度を目標年度とする八尾市次世代育成支援行動計画が策定された。

当該計画の平成 18 年度末における進捗状況は下表のとおりであるが、概ね達成状況は良好であり、今後とも、多様な子育て支援に関するニーズに応えるため、市民及び関係機関等で構成する八尾市次世代育成支援推進会議と意見交換を行いながら、家庭・学校・地域・医療機関など各種関係団体と連携・協力を図り、平成 21 年度の目標事業量の到達に向けて努力されたい。

次世代育成支援行動計画目標事業量、実績、達成率

【保育サービス】

事業名	平成 21 年度目標事業量	平成 18 年度実績	達成率
通常保育	入所児童数 4,300 人 (施設数 31 箇所)	入所児童数 3,888 人 (施設数 31 箇所)	90.4%
延長保育	実施箇所数 31 箇所	実施箇所数 31 箇所	100%
休日保育	実施箇所数 3 箇所	実施箇所数 2 箇所	66.7%
放課後児童健全育成事業 (放課後児童室事業)	利用定員 2,340 人 施設数 29 箇所	利用定員 2,390 人 施設数 29 箇所	102.1%
一時保育	実施箇所数 24 箇所	実施箇所数 20 箇所	83.3%
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	実施箇所数 3 箇所 (市外 2 箇所含む)	実施箇所数 3 箇所 (市外 2 箇所含む)	100%
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	実施箇所数 1 箇所	実施箇所数 1 箇所	100%
病児・病後児保育事業 (施設型)	実施箇所数 3 箇所	実施箇所数 2 箇所	66.7%
地域子育て支援拠点事業	センター型 1 箇所	センター型 0 箇所	—
	ひろば型 9 箇所	ひろば型 2 箇所	22.2%
	地域子育て支援センター (小規模型) 5 箇所	地域子育て支援センター (小規模型) 5 箇所	100%
ファミリーサポートセンター事業	実施箇所数 1 箇所 (本部)	実施箇所数 1 箇所 (本部)	100%

【母子保健】

事業名と指標		平成 21 年度目標	平成 18 年度実績
妊婦乳幼児健康診査事業	4 か月児健診	受診率	95.0%
		把握率	100%
	1 歳 6 か月児健診	受診率	95.0%
		把握率	100%
妊産婦乳幼児訪問指導事業	新生児訪問	件数	500 件
妊婦乳児等保健相談事業	両親教室	受講延べ人数	1,170 人
	乳児相談	参加延べ人数	1,800 人

【予防接種】

事業名と指標		平成21年度目標	平成18年度実績
BCG	接種率	95.0%	97.4%
ポリオ	接種率	98.0%	90.9%
日本脳炎	接種率	85.0%	0.0%
第2期ジフテリア	接種率	40.0%	35.2%
3種混合	接種率	96.0%	97.1%
2種混合	接種率		
麻しん風しん混合（第1期）	接種率	95.0%	97.7%
麻しん風しん混合（第2期）	接種率	95.0%	62.1%

(注) 日本脳炎については、国の通達により平成17年度から接種勧奨をしていない。